

## 大分大学医学部教務委員会細則

平成21年12月10日制定

### (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部の組織に関する規程（平成21年医学部規程第1-1号）第7条の規定に基づき、大分大学医学部教務委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 委員会は、医学部の教育課程等に関する事項について審議し、教育の支援に資することを目的とする。

### (審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成及び授業の実施に関すること。
- (2) 教養教育の実施に関すること。
- (3) 学生の修学指導に関すること。
- (4) 学生の学籍並びに学業成績の整理及び記録に関すること。
- (5) 学生の休学、復学、転学、退学及び除籍に関すること。
- (6) 学生の卒業及び修了に関すること。
- (7) 科目等履修生に関すること。
- (8) その他教育の支援に関すること。

### (構成)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学部長（総務・教育担当）
- (2) 教務委員長
- (3) 附属医学教育センターの主担当の教員
- (4) 医学科の教授 2人
- (5) 看護学科の教授 2人
- (6) 先進医療科学科の教授 2人
- (7) O S C E 専門部会長
- (8) C B T 専門部会長
- (9) 教養教育部会長
- (10) 基礎医学部会長
- (11) 臨床医学部会長
- (12) 研究室配属部会長
- (13) 学修支援部会長
- (14) 教育医長会議議長
- (15) 看護学教育部会長
- (16) 医療科学教育部会長

2 前項第4号から第6号までの委員は、学部長が任命する。

### (任期)

第5条 前条第2項の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、教務委員長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(議事の特例)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

第10条 委員会に、次の部会を置く。

(1) O S C E 専門部会

(2) C B T 専門部会

(3) 教養教育部会

(4) 基礎医学部会

(5) 臨床医学部会

(6) 研究室配属部会

(7) 学修支援部会

(8) 看護学教育部会

(9) 医療科学教育部会

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(認定会議)

第11条 委員会に、次の認定会議を置く。

(1) 第Ⅰ修学期履修修了認定会議

(2) 第Ⅱ修学期履修修了認定会議

(3) 医学科第3年次履修修了認定会議

(4) 第Ⅲ修学期履修修了認定会議

(5) 医学科卒業認定会議

2 認定会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 委員会に関する事務は、医学・病院事務部学務課において処理する。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (平成21年医学部細則第3-1号)

1 この細則は、平成21年12月10日から施行する。

2 この細則施行の前日に任命されている第4条第1項第3号及び第4号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 大分大学医学部教務委員会規程(平成16年医学部規程第3-4号)は、廃止する。

附 則（平成24年医学部細則第3－5号）  
この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成28年医学部細則第1－1号）  
この細則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和5年医学部細則第3－3号）  
この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年医学部細則第3－5号）  
この細則は、令和6年4月1日から施行する。